

平成24年度
ジェネリック医薬品使用促進の
取組事例と
その効果に関する調査研究

みずほ情報総研株式会社

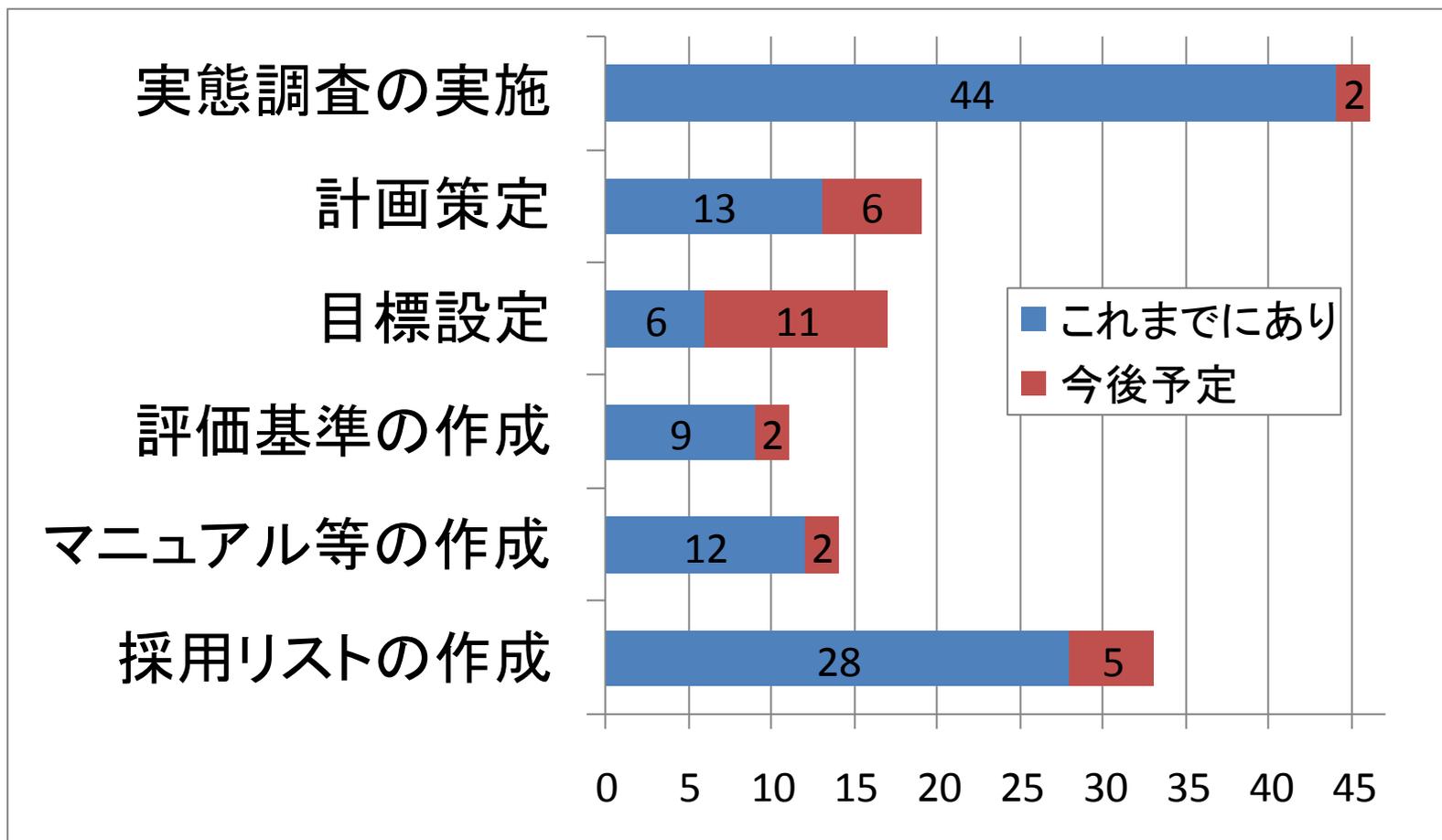
1 調査研究の目的

- 地域の実情に応じた後発医薬品使用促進のための取組みとしてはどのような施策が有効であるのか、その有効な施策は具体的にはどのような方法をとられるべきか等について明らかにすることにより、さらなる後発医薬品の使用促進に取り組む関係者への情報提供を行うことを目的として実施

2 調査研究の内容と方法

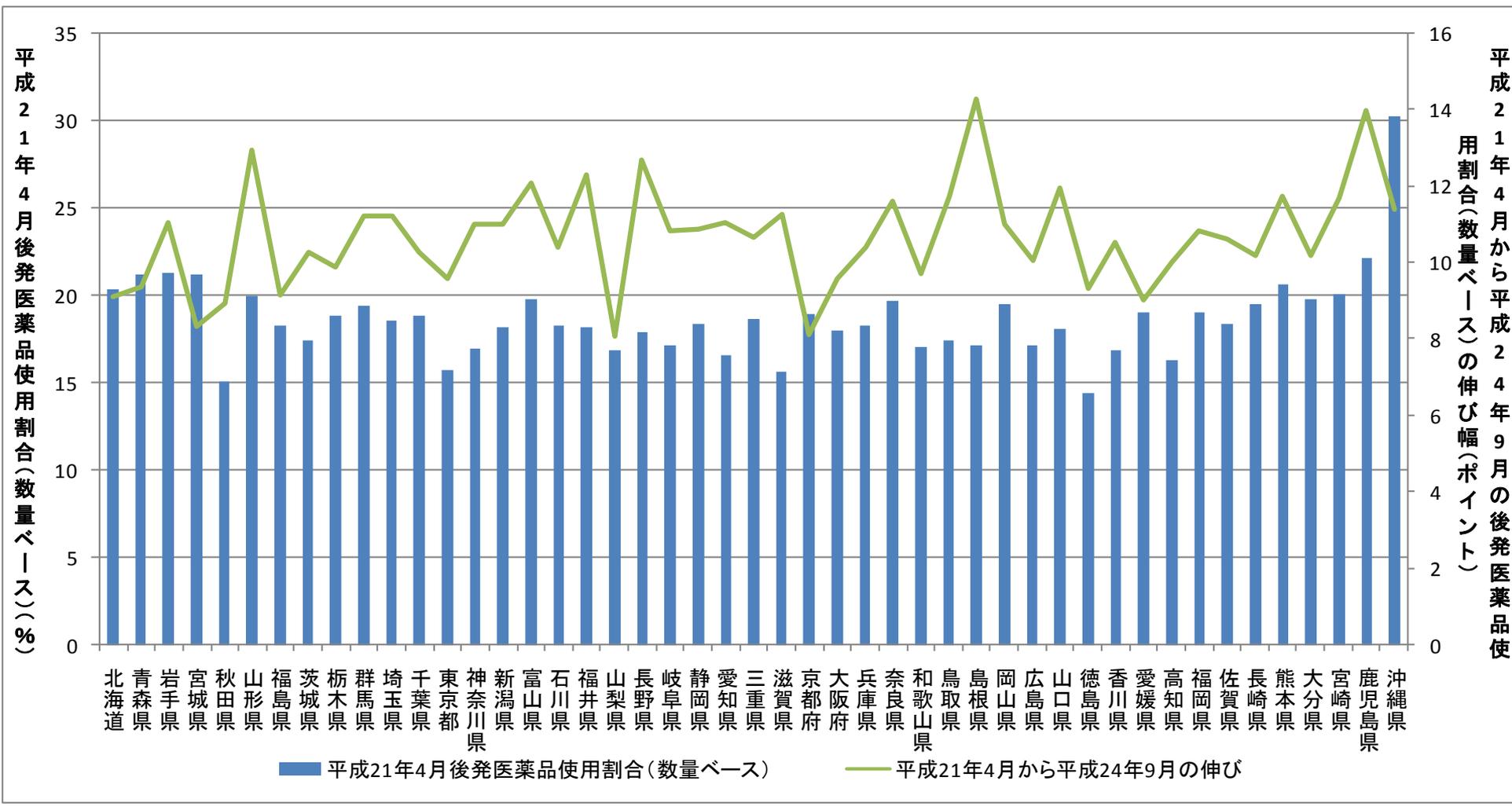
- ① 都道府県薬務担当者を対象とした後発医薬品使用促進に係わる施策の取組み状況を把握するためのアンケート調査
- ② 施策の取組み状況と都道府県別の後発医薬品使用割合についての定量的分析
- ③ 後発医薬品使用促進に有効と思われる具体的事例についてのヒアリング調査

3.1 都道府県における後発医薬品使用促進のための取組み状況



都道府県

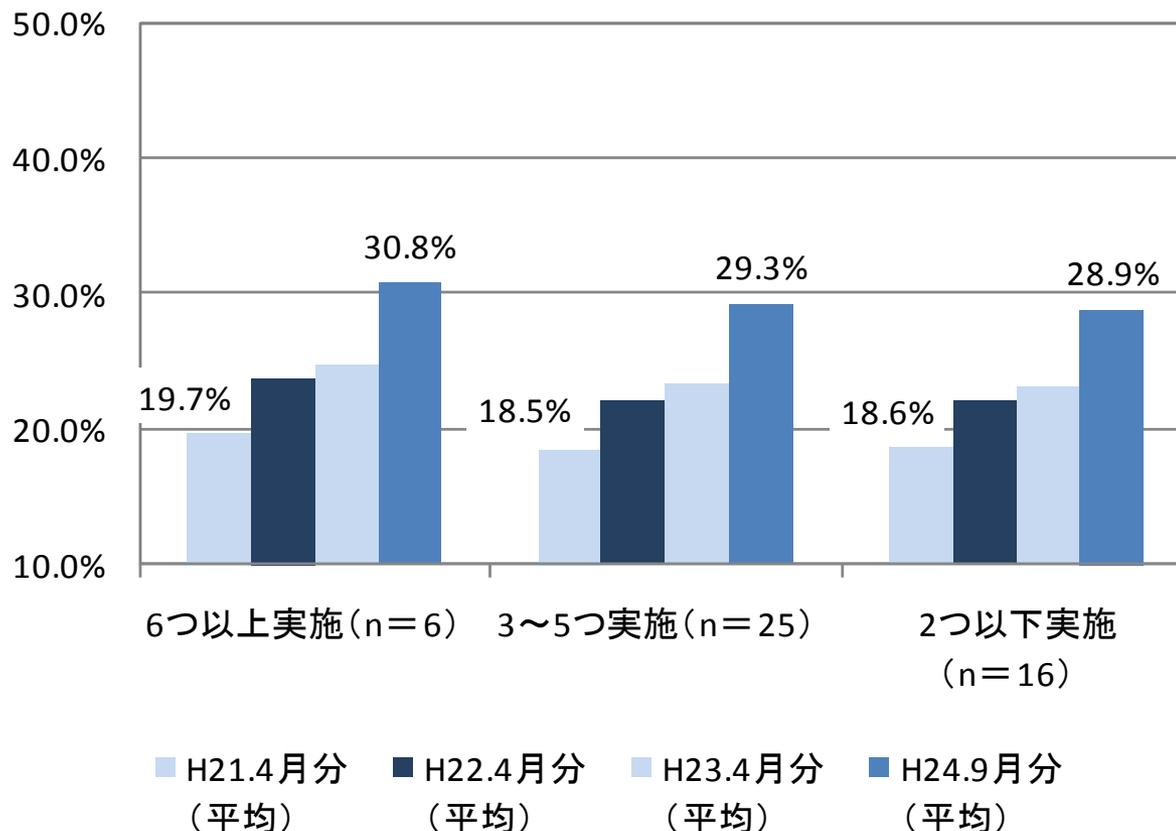
3.2 後発医薬品の使用割合の 都道府県格差



(出所) 厚生労働省 調剤医療費の動向

3.2 取組み実施状況別

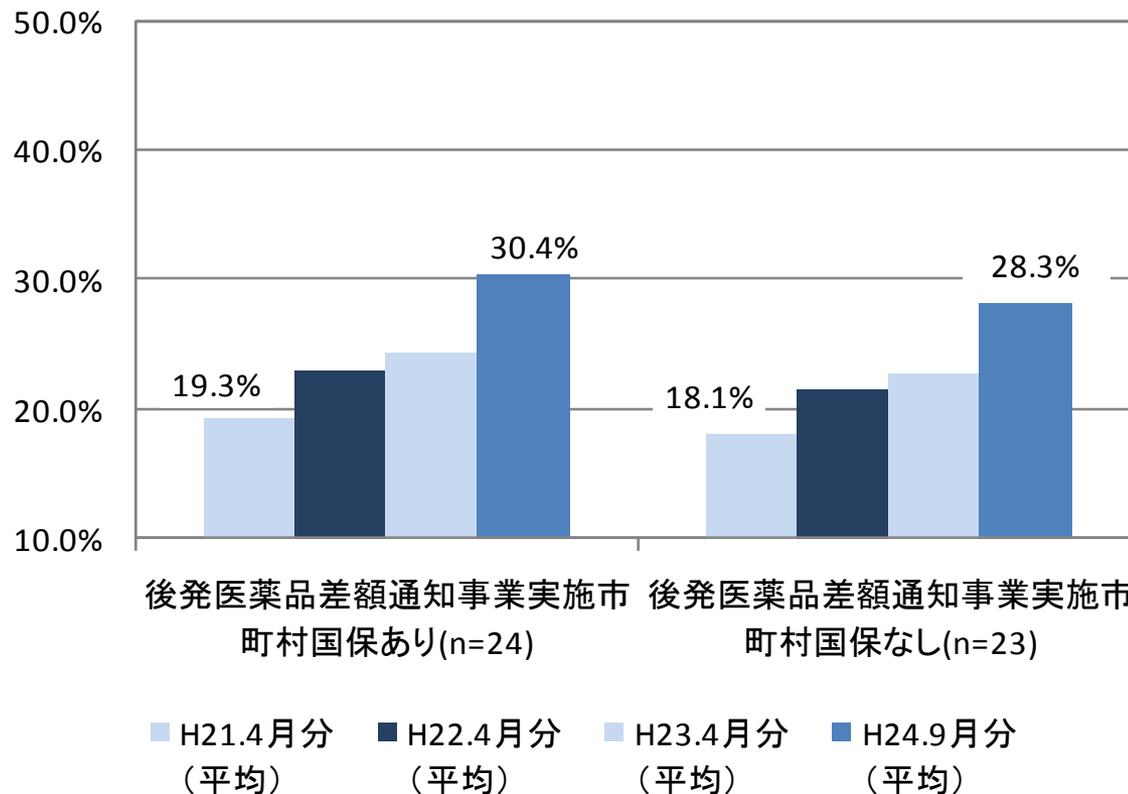
数量シェア割合（平成24年9月）



※「都道府県協議会の設置」「地域協議会の設置」「後発医薬品に関する実態調査の実施」「後発医薬品の使用促進に関する計画の策定」「後発医薬品の使用促進に関する目標の設定」「後発医薬品採用の評価基準の作成」「後発医薬品採用のマニュアル等の作成」「後発医薬品採用リストの作成」の8つの取組みのうちの実施数

※数量シェア割合は 厚生労働省 調剤医療費の動向の都道府県別数値の平均値

3.2 後発医薬品差額通知事業 (市町村国保)の実施状況別 後発医薬品数量シェア



※数量シェア割合は 厚生労働省 調剤医療費の動向の都道府県別数値の平均値、都道府県別の後発医薬品差額通知事業を実施している市町村国保の数(平成22年度時点)は、全国高齢者医療・国民健康保険主管課(部)長及び後期高齢者医療広域連合事務長会議、保険局国民健康保険課説明資料(平成24年2月6日)による

3.3 後発医薬品の使用促進のための 具体的取組み事例 【地域協議会】(1)

京都府 舞鶴地区

- 病院薬剤師と薬局薬剤師によるワーキンググループを設置
- 後発医薬品についての選定基準に関する情報の整理、後発医薬品の使用実績に関するリストの作成

【取組みの効果】

- 後発医薬品への意識や情報共有が進み、安心して後発医薬品を提供できる基盤が強化された

埼玉県 熊谷地区

- 地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、卸売販売業者によるジェネリック医薬品安心使用促進検討部会を設置
- 卸売販売業者での取扱実績をもとにした後発医薬品リストを作成

【取組みの効果】

- 熊谷薬剤師会の会営薬局4店舗では、リスト配布後、後発医薬品の使用割合は増加。ただし、平成24年度診療報酬改定での一般名処方加算の影響も大きかった

3.3 後発医薬品の使用促進のための 具体的取組み事例 【地域協議会】(2)

鹿児島県
加世田
保健所地区

- 医師会、歯科医師会、市町村担当者等をメンバーとし、保健所が協議会を運営
- 後発医薬品の使用に関する意見交換を行う場として設け、後発医薬品に関する差額通知について議論したり、後発医薬品製造メーカーへの工場見学・住民向け説明会も実施

【取組みの効果】

- モデル地区内薬局の後発医薬品の数量シェアの伸び（平成23年6月から平成24年6月の比較：+8.2ポイント）は県全体（同：6.3ポイント）よりも高かった。

3.3 後発医薬品の使用促進のための 具体的取組み事例 【地域協議会】(3)

福岡県 筑紫・飯塚 地区

- 後発医薬品の関係者の意識付けや情報交換の場とすること、備蓄体制の検討をすることを目的として、地域協議会本体と備蓄体制等検討委員会を設置
- 地域協議会では、各保健所の担当者のほか、各地域の医師会、歯科医師会、県が指定しているモデル病院薬剤部担当者、市町村担当者(保健部局と国保部局双方)が議論
- 備蓄体制等検討委員会では、薬剤師会担当者、備蓄担当薬局代表者、病院薬剤部担当者が協議

【取組みの効果】

- 地域協議会の場を後発医薬品の差額通知事業において情報共有の場として活用するのは有効
- 備蓄体制を整備したことと、リストを作成したことのどちらの効果が高かったかはモデル地区により異なっていた。

3.3 後発医薬品の使用促進のための 具体的取組み事例 【地域協議会】(4)

富山県

- 薬薬連携推進事業として、県内の4つの二次保健医療圏において、病院薬剤師、薬局薬剤師の間での情報共有を促進する薬薬連携推進会議を開催
- 平成24年度は立ち上げ段階で、平成25年度継続予定

茨城県

- 県内9地区において、地域の中核病院とその周辺薬局の薬剤師が参集し、「後発医薬品安心使用促進のための情報交換会」を開催

【取組みの効果】

- 情報交換会で得られた意見は、平成25年度の「茨城県後発医薬品の安心使用促進会議」の方策としても参考となった

3.3 後発医薬品の使用促進のための 具体的取組み事例 【地域協議会】(5)

東京都 足立区

- 国民健康保険担当部署が主管となり、後発医薬品の使用促進に関する協議会を立ち上げ
- 医師会、歯科医師会、薬剤師会、地域の病院の院長、理事長、学識経験者により、後発医薬品の使用促進に関する議論を展開

【取組みの効果】

- 区内関係者、区民の間での後発医薬品を使用しているという共通認識ができた

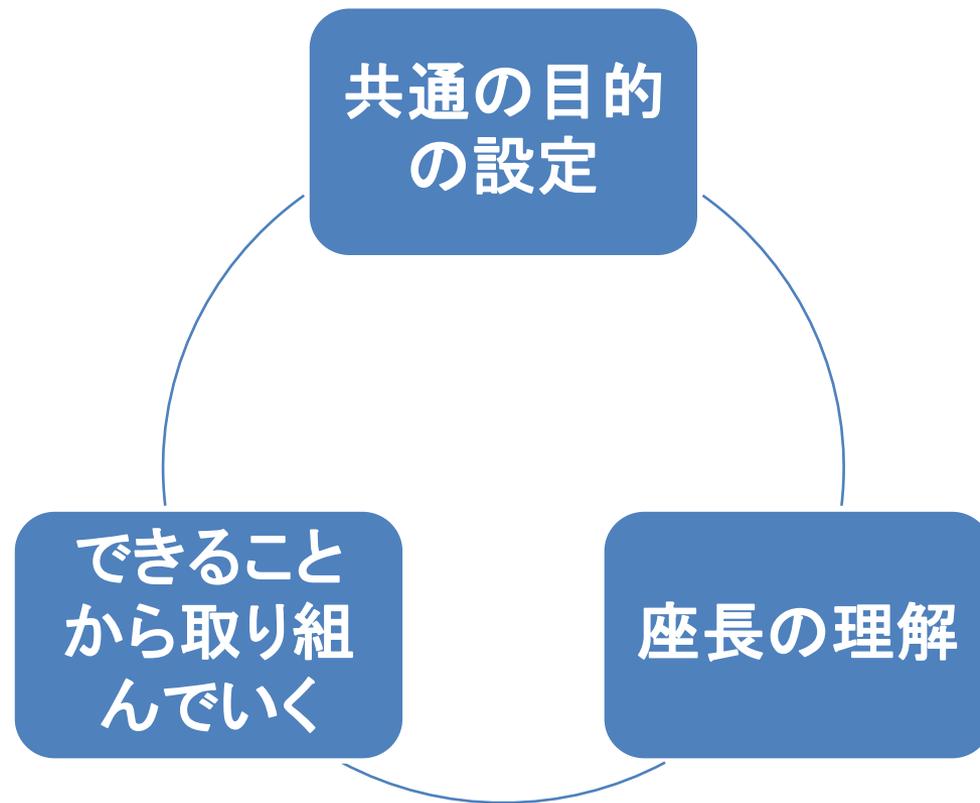
広島県呉市

- 後発医薬品に関して独自の協議会を設置したのではなく、地域の保健医療分野での各種課題について検討する協議会において、差額通知事業の開始を契機に、ジェネリック医薬品検討小委員会を設置

【取組みの効果】

- 差額通知の実施についての検討の場となった

3.3 後発医薬品の使用促進のための 具体的取組み事例 【地域協議会取組みのポイント】



3.3 後発医薬品の使用促進のための 具体的取組み事例

【後発医薬品の採用リストの作成】

作成方法

- 域内の複数の病院に協力を依頼し、採用している後発医薬品の一覧を提出してもらい、それをリスト化する方法
- 域内の保険薬局もしくは医薬品卸業者から情報提供をしてもらい、備蓄している後発医薬品のリストを作成する方法

作成のポイント

- ユーザーのニーズに沿ったリスト作成
- リストの定期的な更新
- 多くの人々が利用しやすい形でのリストの公開

3.3 後発医薬品の使用促進のための 具体的取組み事例 【後発医薬品差額通知】

実施にあたっての工夫点

- 通知対象者に削減額について過度の期待を持たせない
- 通知対象者に財政への貢献を訴える
- 地域協議会等を活用して差額通知を行うことについての事前アナウンス

3.3 後発医薬品の使用促進のための 具体的な取組み事例

【後発医薬品使用割合の定量的把握】

具体的方法

- 国が2年に1度行っている医薬品価格調査(薬価本調査)の方式に準拠し、医薬品卸販売業者に全医薬品販売量に占める後発医薬品販売量の割合を調べる方法
- 県内の病院や保険薬局における後発医薬品の採用品目数、使用量等を調査する方法
- 国民健康保険団体連合会が、後発医薬品差額通知事業の一環として市町村保険者単位での後発医薬品の使用割合を集計する方法

3.3 後発医薬品の使用促進のための 具体的な取組み事例 【その他の取組み】

具体的内容

- 後発医薬品比較サイトの運営(東京都・福岡県)
- 後発医薬品の使いやすさ等の改善のための実態調査(東京都)

4 調査研究のまとめ

- 後発医薬品の使用促進は、単独の取組みにより効果が上がるものではなく、国における診療報酬改定、メーカーによる品質向上、安定供給に関する努力も必要であることは言うまでもない。
- ただし、地域の実情に応じた形で、各関係者への意識啓発、認識の共有化等を行っていく取組みがそれぞれ影響しあって、後発医薬品の使用割合の上昇という結果につながっていく。
- 各関係者が、他地域の事例等も参考にしながら、後発医薬品の使用促進に向けた更なる取組みを推進していくことが期待される。